









有資格コード一覧（特定建設業）2/3

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	機	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	送	園	井	具	水	溝	溝	解
71	建築大工		8																											
64	型枠施工		8	8																										
6B	型枠施工（附則第4条該当）		8	8																									8	
72	左官		8																											
57	とび・とび工			8																										8
5B	とび・とび工（附則第4条該当）			8																										8
73	コンクリート圧送施工			8																										
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）			8																										8
66	ウェルポイント施工			8																										
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）			8																										8
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
75	給排水衛生設備配管																													
76	配管（注1）・配管工																													
70	建築板金「ダクト板金作業」					8									8															
77	タイル張り・タイル張り工										8																			
78	築炉・築炉工・れんが積み										8																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8				8																				
80	石工・石材施工・石積み					8																								
81	鉄工（注2）・製鐵 <small>せいそ</small>																													
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												8																	
83	工場板金															8														
84	板金・建築板金・板金工（注4）					8									8															
85	板金・板金工・打出し板金														8															
86	かわらぶき・スレート施工					8																								
87	ガラス施工															8														
88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工															8														
89	建築塗装・建築塗装工															8														
90	金属塗装・金属塗装工															8														
91	噴霧塗装															8														
67	路面標示施工															8														
92	畳製作・畳工																			8										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8										
94	熱絶縁施工																				8									
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											8		
96	造園																													
97	防水施工															8														
98	さく井																											8		

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

有資格コード一覧（特定建設業） 3 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	石	屋	電	管	夕	機	筋	シ	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	清	解		
61	地すべり防止工事																												
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）																												
40	基礎くい工事																												
62	建築設備士																												
63	計装																												
60	解体工事																												
36	基幹技能者 種目	登録電気工事基幹技能者																											
		登録橋梁基幹技能者																											
		登録造園基幹技能者																											
		登録コンクリート圧送基幹技能者																											
		登録防水基幹技能者																											
		登録トンネル基幹技能者																											
		登録建設塗装基幹技能者																											
		登録左官基幹技能者																											
		登録機械土工基幹技能者																											
		登録海上起重基幹技能者																											
		登録PC基幹技能者																											
		登録鉄筋基幹技能者																											
		登録圧接基幹技能者																											
		登録型枠基幹技能者																											
		登録配管基幹技能者																											
		登録髷・土工基幹技能者																											
		登録切断穿孔基幹技能者																											
		登録内装仕上工事基幹技能者																											
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											
		登録エクステリア基幹技能者																											
		登録建築板金基幹技能者																											
		登録外壁仕上基幹技能者																											
		登録ダクト基幹技能者																											
		登録保温保冷基幹技能者																											
		登録クラフト基幹技能者																											
		登録冷凍空調基幹技能者																											
		登録運動施設基幹技能者																											
登録基礎工基幹技能者																													
登録タイル張り基幹技能者																													
登録標識・路面標示基幹技能者																													
登録消火設備基幹技能者																													
登録建築大工基幹技能者																													
登録硝子工事基幹技能者																													
登録土工工事基幹技能者																													
登録ALC工事基幹技能者																													
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）																											

**備考**  
 ・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

(注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

(注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

(注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

(注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

(注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

(注6) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものについては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。